

平成29年度 宜野湾港マリーナの施設使用料改定等に係る説明会

会 次 第

日 時 : 平成29年8月27日(日) 10:00~11:30

場 所 : 健康文化カルチャーリゾート フェストーネ
研修室BC

1 開会

2 説明

- (1) 上下架施設(クレーン)の施設使用料の見直しについて
- (2) 水上オートバイの陸置場の新設及び施設使用料の新設について

3 質疑応答

4 閉会

改正内容について、8/27(日)~9/2(土)まで以下のとおり御質問を受け付けます。

- ▶あて先 沖縄県港湾課 条例改正担当あて
- ▶受付方法 メール又はファックス
メールアドレス aa062006@pref.okinawa.lg.jp
FAX番号 098-866-2468

- ▶回答について
宜野湾港マリーナ管理棟への掲示をもって回答とします。

マリーナクレーン使用料改定説明資料

【整備目的】

宜野湾港マリーナは、昭和 62 年の海邦国体のヨット競技会場として整備され、その後昭和 63 年 10 月から一般供用されており、沖縄県内の海洋レジャーの拠点として利用されています。

当該マリーナでは、メンテナンス等で船舶を上げ下ろしする際に固定式クレーン（15 t）を利用していますが、13 t 程度の船舶までしか対応できない状況にあります。

このたび、宜野湾港マリーナ施設の機能向上を図るため、中型艇及び大型艇の上げ下ろしも対応可能となるよう固定式クレーン 1 基（35 t）を整備します。



【使用料金設定の考え方】

料金設定については、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保に努めるため、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として定めるものとし、いわゆる原価主義の原則が適用されるものです。

しかしながら、それではあまりにも高額となってしまうため、公共マリーナであるという公共性、県外他マリーナ等競合相手との競争に勝つための価格戦略（価格によるインセンティブを働かせる）等総合的に勘案して、料金設定を行っています。

また、艇長が大きくなるごとに、作業時間が長くなり、人件費や光熱費等管理運営コストがかかることを踏まえ、負担の公平性の観点から、今般、艇長が大きくなるごとに料金を加算する料金体系へ変更を図っていきます。

【改正案の概要】 <艇長による料金体系>

単位	使用料														
	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上6メートル未満のもの	艇長6メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	艇長8メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上10メートル未満のもの	艇長10メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上12メートル未満のもの	艇長12メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上14メートル未満のもの	艇長14メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上16メートル未満のもの	艇長16メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上18メートル未満のもの	艇長18メートルを超えるもの
上架又は下架 1 回につき	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,370円	2,520円	2,670円	3,270円	3,870円	4,470円	5,270円	6,070円	6,870円	6,870円に18メートルを超える1メートルまでごとに1,000円を加算した額

【施行日等】

議会の議決をえて、平成 29 年 12 月 1 日を施行日としています。

水上オートバイ陸置場の設置及び使用料について

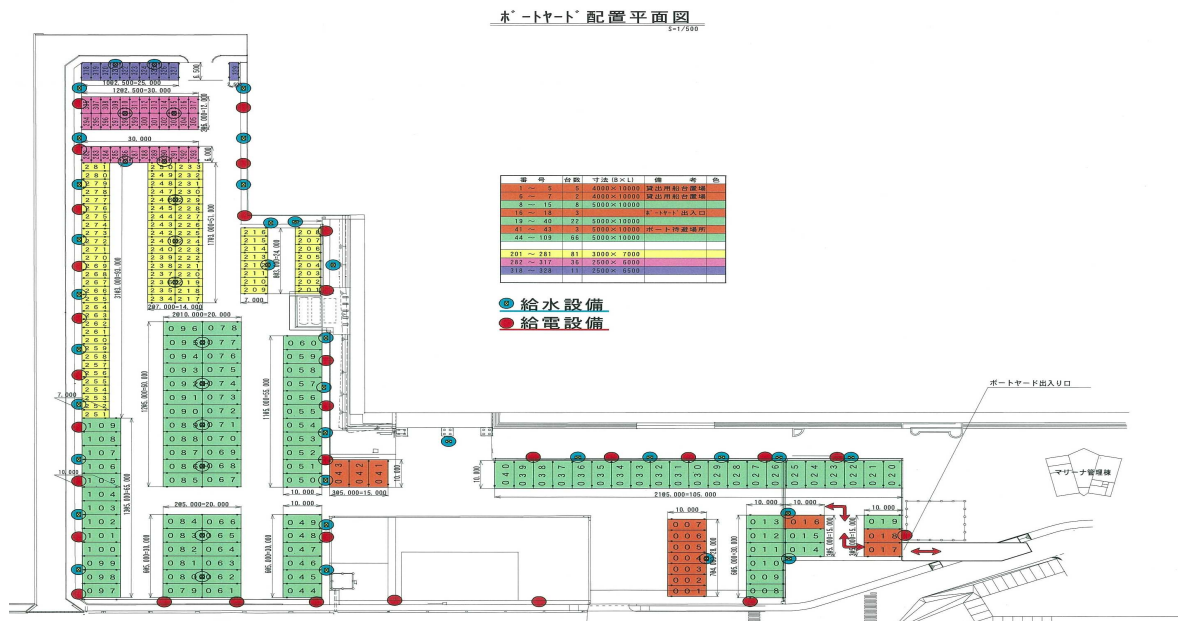
【目的】

宜野湾港マリーナにおける水上オートバイについては、過去の運営の中で取扱が曖昧な部分があり、様々な課題もあります(別添)。

今般、水上オートバイの陸置場を定め、使用料を条例に規定することにより、条例に基づく適正な手続を行い、宜野湾港マリーナの管理運営の適正化を図り、使用料負担の公平性を確保していくこととします。

【内容】

- 1 宜野湾港マリーナに水上オートバイ専用の陸置場を設置し、使用料の徴収根拠を定めます。
- 2 水上オートバイの陸置配置は、下記のピンク、ブルーの箇所を設定します。



- 3 水上オートバイの陸置場使用料は以下のとおりです。
 - (使用期間が1月未満)
 - 1艇1日につき 440円
 - (使用期間が1月以上1年未満の場合)
 - 1艇1月につき 8,960円
 - (使用期間が1年の場合)
 - 1艇につき 93,480円

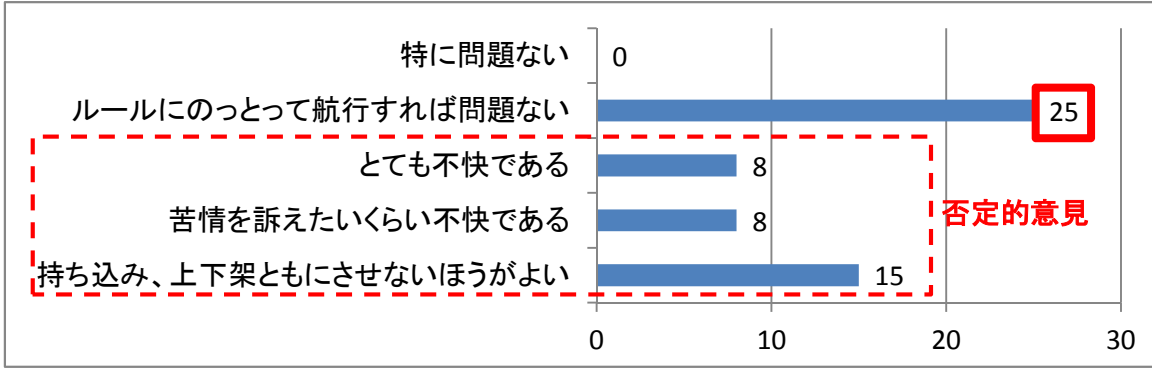
【施行日等】

議会の議決をえて、平成29年12月1日を施行日とします。

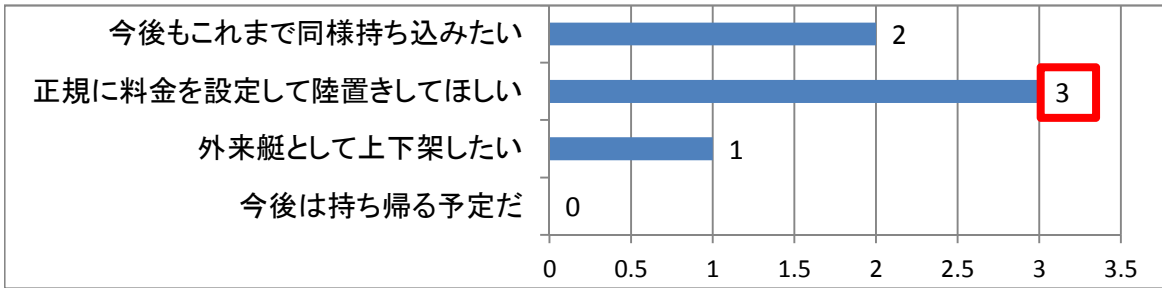
水上オートバイに関するアンケート結果

実施時期 平成28年12月
 実施主体 ちゅら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
 回答率 11%(送付数418件、回答数45件)

1 宜野湾港マリーナでの水上オートバイの取扱に関して該当するものを選んで下さい(複数回答有)。



2 現在、宜野湾港マリーナに水上オートバイを持ち込んでいる方は該当するものを選んで下さい(複数回答有)。



3 意見・要望等

マナーや ルールの 徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・港内でスピードを落とさない。本人は落としているつもりのようなのだが、引き波でヨットがひどく揺れる。空ぶかし音がうるさい。 ・マリーナ内は厳しく艇速を制限してください。 ・安全安心で共存できればよいと思います(マナーやルールが徹底されれば、検討する余地有)。 ・水上オートバイも宜野湾港マリーナを使用するのであれば、正規に料金を設定して陸置きしてもらった方が平等で望ましい。 ・不快ではないが、何か新しいルール、若しくは罰則が必要である。 ・料金設定をして、保管場所を決め、保管料を徴収すべき。 ・今後も同様に認めるなら、区画を設けて区別する等の対策を取ってほしい。 ・マリーナ内に活気がでるのであればよし。但し、エンジン調整の騒音、空ぶかし等は避けて欲しい。マリーナ内の航路上のルールをしっかりと認知させて下さい。 ・外来艇に問題があると思います(無免許と思われる運転がある。)
使用自体 に否定的 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に排除していただきたい ・マリーナ本来の品質が低下する。オーナーの意味が全くない。 ・水上バイクは他人への迷惑行為等モラルが欠如しているため、普通のマリーナや漁港では使用禁止となっています。 ・港の出入りに支障をきたしており、周囲を水上オートバイ航行禁止区域としてほしいくらい。
営業利用 に否定的 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的行為であり、公共マリーナでは控えてほしい。
使用者の 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイもマナーを守っているのに、マナーを守らない人と一緒にするのはおかしいと思う。 ・上下架できないと困る。上下架はしているが毎回持ち帰っている。